

公益財団法人岡山県学校給食会役員等報酬及び費用に関する規程

平成23年7月15日評議員会議決

平成26年2月25日評議員会承認

改正 平成26年6月11日評議員会議決

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岡山県学校給食会定款（以下「定款」という。）第15条及び第32条の規定に基づき、公益財団法人岡山県学校給食会（以下「本会」という。）の役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事。
- (2) 常勤役員 評議員会で選任された役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者。
- (3) 非常勤役員 常勤役員以外の役員。
- (4) 使用人兼務理事 本会の職員であって本会の理事を兼ねている者。
- (5) 評議員 定款第12条に基づき置かれる者。
- (6) 報酬等 報酬及び賞与。
- (7) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 本会は、常勤役員及び非常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、本会給与規程第5条に準じて支給するものとする。
- 3 非常勤役員の報酬は、評議員会・理事会への出席等の用務に応じ、その都度、定額を支払うことができる。ただし、非常勤役員が地方公共団体の職員である場合は、報酬の支払対象としないことができる。
- 4 常勤役員には、毎年6月及び12月に、賞与を支給することができる。
- 5 評議員には、定款第15条に定める金額の範囲内で、評議員会への出席等の用務に応じ、その都度報酬を支給することができる。ただし、評議員が地方公共団体の職員である場合は、報酬の支払対象としないことができる。
- 6 使用人兼務理事は、使用人としての対価は、公益財団法人岡山県学校給食会職員に関する規則に基づき給与、退職手当、旅費を支払うものとし、理事としての職務の対価は、この規程を適用しない。

(退職手当)

第4条 本会は、常勤役員の任期に応じて退職手当を支給することができる。

- 2 退職手当の支給条件等については、第5条5項に定めるもののほか、公益財団法人岡山県学校給食会職員退職手当に関する規定の適用を受ける職員の例による。

(報酬額の決定)

第5条 本会の常勤役員の報酬額は、別表第1「俸給表」のとおりとする。

2 非常勤役員に対する報酬は、別表第2「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。

3 常勤役員に対する賞与の額は、別表第3「常勤役員の賞与」に定める額とする。

4 評議員の報酬等は、定款第15条に定める金額の範囲内において、別表第4「評議員の報酬」に基づき支払うものとする。

5 常勤役員の退職手当は、別表第6「常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式により算出された額とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金を控除して支給する。

(費用の支払い)

第7条 役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、その都度、又は請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、公益財団法人岡山県学校給食会給与規程及び公益財団法人岡山県学校給食会職員の通勤手当に関する細則に準じて通勤費を支払うものとする。

(費用の額)

第8条 役員及び評議員の費用の額は別表第5「役員及び評議員の費用の額」に定める額とする。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第13項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の議決を経て行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の運用に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬等月額

- ・ 理事長 39万円までの範囲内で理事会で定める額とする。
- ・ 常務理事 33万円までの範囲内で理事会で定める額とする。

別表第2 非常勤役員の報酬

理事・監事 評議員会・理事会出席の都度、一人20,000円までの範囲内で評議員会で定める額とする。

監事 監事会出席の都度一人30,000円までの範囲内で評議員会で定める額とする。

別表第3 常勤役員の賞与

基準日在職の常勤役員の報酬月額 × 5.55

別表第4 評議員の報酬

評議員会出席の都度、一人20,000円までの範囲内で評議員会で定める額とする。

別表第5 役員及び評議員の費用の額

1 旅費

旅費は、公益財団法人岡山県学校給食会職員の旅費に関する規程に準じて支払う。ただし、宿泊料及び日当については次のとおりとする。

- (1) 宿泊料 10,900円
- (2) 日当 1日につき 3,500円

2 会議旅費

- (1) 交通費 鉄道、船舶、乗合自動車の普通運賃実費
- (2) 日当 1日につき 3,500円

別表第6 常勤役員等退職手当の算出要領

報酬月額×在職年数×1